

令和3年6月21日

市民団体（※）関係各位

古賀市長 田辺一城

緊急事態宣言の解除に伴う市民団体等の活動について（令和3年6月21日更新）

新型コロナウイルス対策として発令している緊急事態宣言の福岡県の指定が解除されます。これを受けて、古賀市の対策本部で今後の対応について検討し、**6月21日以降、「市主催行事は既に中止を決めたもの以外は原則開催」「公共施設は開館」と**します。

ただし、福岡市、北九州市、久留米市では6月21日以降、まん延防止等重点措置に移行するなど県内ではまだまだ感染拡大防止のための取組継続が求められています。市民団体のみなさまにおかれましては、引き続き感染拡大防止を強く意識して生活していただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 6月21日以降の市民団体（※）の活動について

「市主催行事は既に中止を決めたもの以外は原則開催」「公共施設は開館」とする市の対処方針に基づき、市民団体におかれましても以下に示す感染予防等について状況に応じた必要な措置を講じた上での取組をお願いいたします。

#### （1）市民団体（※）の行事等の開催について

行事及び会合の開催にあたっては、適切な感染防止対策をお願いします。また、当面の間、行事等の開催時間は21時まででお願いします。

##### ①感染予防対策

- ・発熱等の症状がある者の参加自粛
- ・三密回避
- ・十分な人と人との間隔の確保（1m）
- ・行事の前後における三密の生ずる交流の自粛
- ・手指消毒
- ・マスクの着用
- ・パーティション等の設置
- ・適切な換気

##### ②その他

- ・接触確認アプリ COCOA などの活用
- ・イベント参加者の連絡先等の把握

#### （2）地域の公民館・集会所の使用について

上記に準じ、適切な感染予防対策を講じての使用をお願いします。

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体（自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、PTCA等を指します）。

**【問い合わせ】**

(行政区長・隣組長、自治会、校区コミュニティ、NPO、  
ボランティア団体に関して)

古賀市 総務部 まちづくり推進課

電話 092-942-1165

(地域の公民館（分館）に関して)

古賀市 教育委員会 生涯学習推進課

電話 092-944-1931